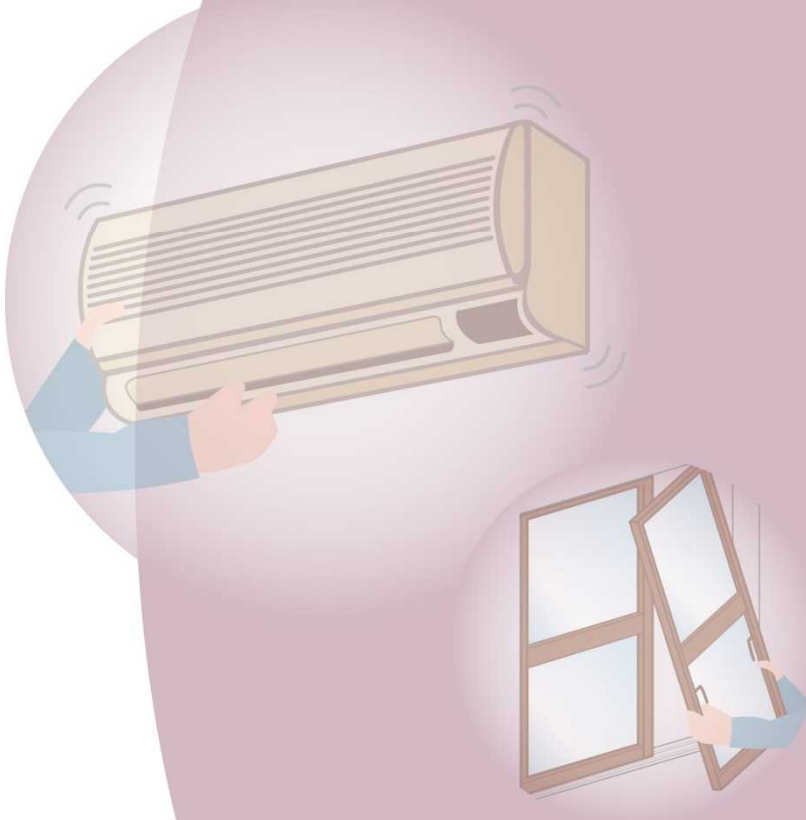


# 空気調和機器 機能復旧工事

## 参考資料

### も く じ

交付申込書 .....	1
内定通知書 .....	13
交付申請書 .....	15
交付決定通知書 .....	17
着手報告書 .....	18
遂行状況報告書 .....	19
計画変更申請書 .....	20
計画変更承認書 .....	21
実績報告書 .....	23
確定通知書 .....	27



# 交付申込書

## • 記入要領 •

### 住宅の所在地

登記事項証明書（法務局等で交付）又は家屋所在証明書（市役所等で発行：市町村により名称が異なります。）に記載されている住宅の所在地を記入してください。

### 住宅に係る工事希望者の権利の種類

工事希望者が住宅の所有者である場合は「所有権」を、借家人の場合は「賃借権」を○で囲んでください。

### 工事希望者以外の所有者などの住宅防音工事に係る承諾

#### ■住宅の所有者

工事希望者が借家人の場合、工事希望者が住宅の所有者である場合でも工事希望者以外に住宅の共有者がいる場合は、住宅の所有者又は共有者の承諾が必要となります。（所有者又は共有者本人が必要事項を記入）

#### ■借家人

工事希望者が大家の場合、居住する借家人の承諾が必要となります。（借家人本人が必要事項を記入）

なお、住所を記入する際には、住民票に記載されている建物（アパートなど）名称及び部屋番号まで記入してください。



## 運転免許証等※の書類による本人確認を希望する場合の確認時期

※運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの。

(注) 住民票、マイナンバーカードの写し等の「個人番号」が記載された書類及び健康保険の被保険者証の写し等の「被保険者等記号・番号等」が記載された書類については、「個人番号」及び「被保険者等記号・番号等」に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

工事希望者が工事を希望又はその他の所有者など（所有者・共有者・居住者）が工事を承諾しているかを確認する方法は以下の2つの方法があります。

■運転免許証等の写しを添付

■申込書提出時あるいは現地調査時に運転免許証等又はマイナンバーカードで直接本人確認  
確認の希望時期を○で囲ってください。

（申込書提出時の場合）

本人確認を希望するご本人が、申込書を国又は国の業務委託先へ持参していただく必要があります。

（現地調査時の場合）

本人確認を希望するご本人が、現地調査に立ち会う必要があります。

## 空気調和機器機能復旧工事実施予定居室、機器種別及び台数

「空気調和機器機能復旧工事実施予定居室数」の欄には、工事を予定している居室数を記入してください。

「空気調和機器機能復旧工事実施機器種別及び台数」の欄には、工事を予定している機器種別及び台数を記入してください。

「空気調和機器の状況」の欄には、工事を予定している空気調和機器の故障などの状況を記入してください。

## 機能復旧工事を希望する空気調和機器を設置した防音工事の補助金等 交付決定年月日

過去に防音工事を実施した際に国から通知した「補助金等交付決定通知書」の右上に記載されている日付を記入してください。

## 住宅の見取図

## 住宅の建て替え状況

住宅を建て替えている場合には、「住宅の建て替え状況」に所要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

● 提出上の注意 ●

添付書類について

申込前3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。

自宅の場合に添付する書類 (所有者自身が居住している場合)	登記事項証明書(建物)又は 家屋所在証明書(市町村長発行) ※1
	所有者の運転免許証等の写し(申込書提出時又は現地調査時に本人確認する場合は必要ありません。) ※2
借家の場合に添付する書類	登記事項証明書(建物)又は 家屋所在証明書(市町村長発行) ※1
	所有者(大家)と借家人(居住者)の両者の運転免許証等の写し(申込書提出時又は現地調査時に本人確認する場合は必要ありません。) ※2

※1：いつ建設された住宅なのかを確認するため

※2：本人が申込んだものであるかを確認するため

住宅の共有者がいる場合について

共有者を特定するため、全ての建物所有者が記載されている登記事項証明書が必要となります。(家屋所在証明書で判断できる場合を除く。)

次の場合は、上記以外に証明書などの提出が必要となります。

登記簿上の所有者が死亡などの場合	名義変更が済んでいない場合 ・戸籍謄本、除籍謄本
防音工事後に相続(購入)した場合	住宅防音工事実施済み住宅使用者の補助金 交付条件の承継について※
防音工事後に増改築などをして、 防音区画を崩した場合	住宅防音工事に係る財産処分の承認申請について※

※：書式は国から取り寄せてください。

その他、不明の点は当局にお問い合わせください。

北関東防衛局長 殿

工事希望者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 (フリガナ) ボウエイ タロウ  
 氏名 防衛 太郎

航空機騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

- 1 住宅の所在地：〇〇県〇〇市〇〇1-13-2
- 2 住宅に係る工事希望者の権利の種類（該当するものを○で囲む。）  
 所有権  賃借権  その他（ ）
- 3 工事希望者以外の所有者等の空気調和機器機能復旧工事に係る承諾（工事希望者が所有権を有する場合には、（1）は記入不要。また、工事希望者が借家人である場合には、（2）は記入不要。）  
 （1）住宅の所有者：当該住宅の空気調和機器機能復旧工事の施工を承諾します。

令和〇〇年〇月〇日

住所：東京都新宿区市谷本村町5-1

(フリガナ) ボウエイ ハナコ  
氏名：防衛 花子

- （2）借家人：当該住宅の空気調和機器機能復旧工事の施工を承諾します。

令和〇〇年〇月〇日

住所：〇〇県〇〇市〇〇1-13-2 J-ホ 防衛 I-103

(フリガナ) ボウエイシヨウタロウ  
氏名：防衛 省太郎

- 4 工事希望者その他の所有者等が、運転免許証等又は個人番号カードの提示により本人であることの確認を希望する場合のその確認の希望時期  
 （1）工事希望者の本人確認時期（希望時期を○で囲む。）  申込書提出時  現地調査時  
 （2）その他の所有者等の本人確認時期（希望時期を○で囲む。）  申込書提出時  現地調査時
- 5 空気調和機器機能復旧工事実施予定居室数及び予定機器

空気調和機器機能復旧工事実施予定居室数	空気調和機器機能復旧工事対象予定空調機器		機器設置年度	機器の状況
	機器種別	台数		
2 室	エアコン (単独機) 換気扇 レンジ	1 2 1	S60 S60 S60	故障 稼働不能 故障

- 6 機能復旧工事を希望する空気調和機器を設置した防音工事の補助金交付決定年月日

補助金交付決定年月日
S60. 8. 1

- 7 住宅の見取図：別紙第1のとおり（機能復旧工事を希望する空気調和機器の設置場所を記入）
- 8 住宅の建て替え状況：別紙第2のとおり（住宅を建て替えていない場合には、記入不要）

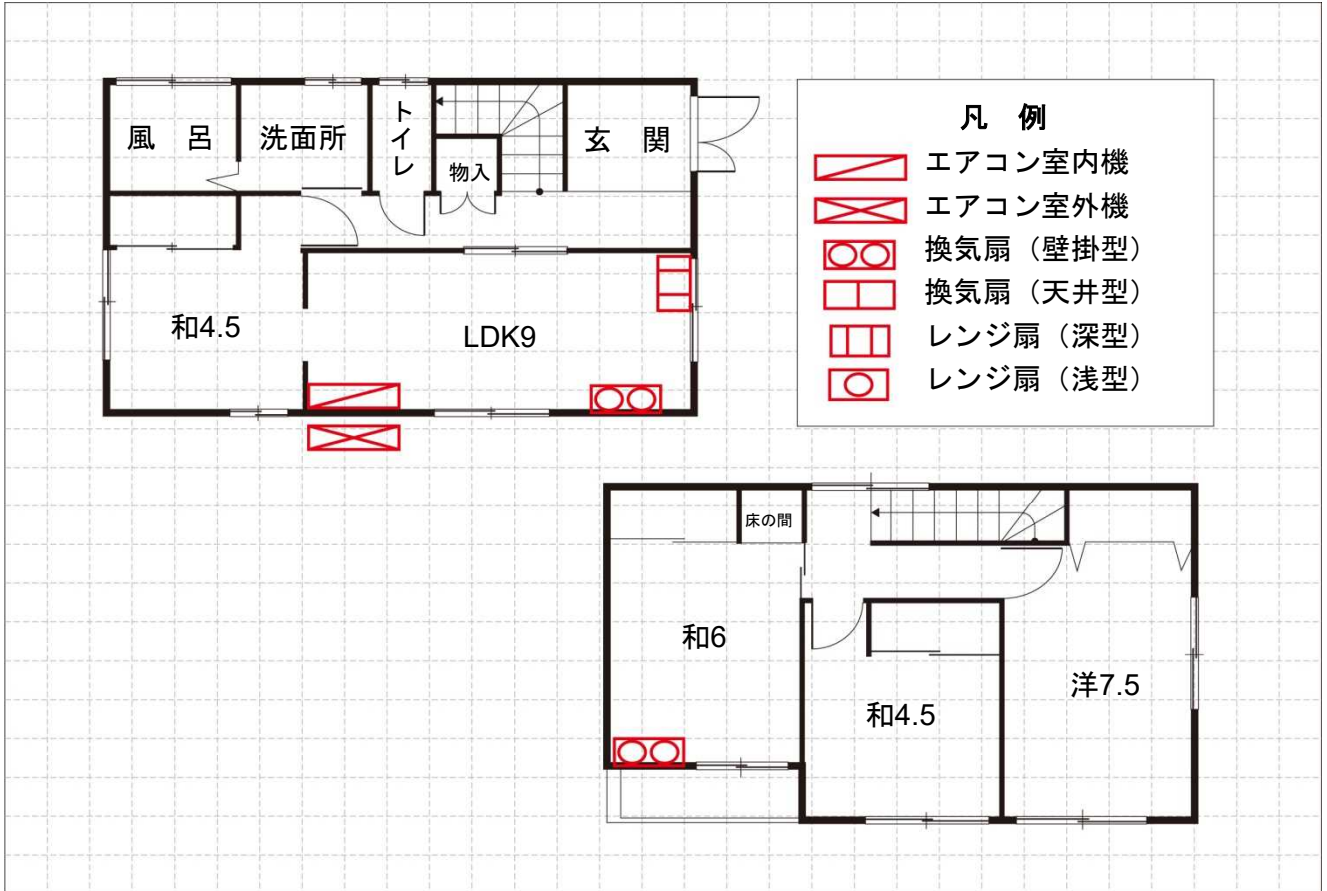
添付書類

- （1）登記事項証明書又は家屋所在証明書
- （2）運転免許証等の写し（4に該当する場合は除く。）
- （3）工事希望者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）であることを証明する書類（工事希望者が被保護者等である場合に限り添付）

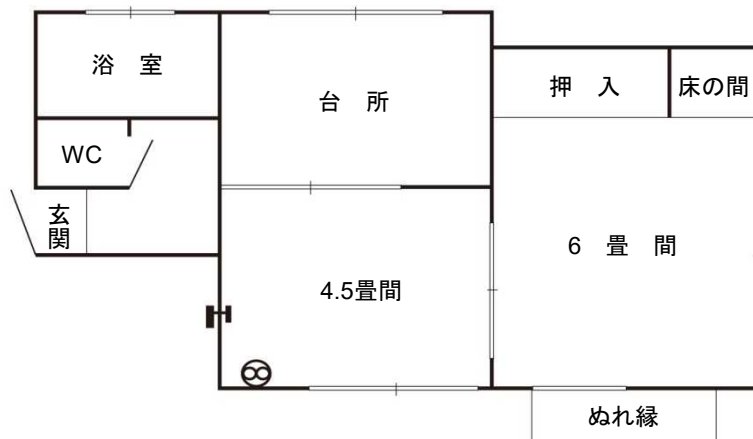
# 住宅見取図

(機能復旧工事を希望する空気調和機器の設置場所を記入)

氏名 防衛 太郎



見取図の例



# 稼働状況一覧表

付紙1

居室の形態	建具の種類	メーカー	型式	設置年度	故障等の状況
( 畳 )	<input type="checkbox"/> 冷暖房機				
	<input type="checkbox"/> 換気扇				
	<input type="checkbox"/> レンジ扇				
( 畳 )	<input type="checkbox"/> 冷暖房機				
	<input type="checkbox"/> 換気扇				
	<input type="checkbox"/> レンジ扇				
( 畳 )	<input type="checkbox"/> 冷暖房機				
	<input type="checkbox"/> 換気扇				
	<input type="checkbox"/> レンジ扇				
( 畳 )	<input type="checkbox"/> 冷暖房機				
	<input type="checkbox"/> 換気扇				
	<input type="checkbox"/> レンジ扇				
( 畳 )	<input type="checkbox"/> 冷暖房機				
	<input type="checkbox"/> 換気扇				
	<input type="checkbox"/> レンジ扇				

【記入者】

会社名

氏名

(電話番号： )

【確認者】※国の職員又は国から一部業務を委託された者が記載

所属等

氏名

※防音工事により冷房機（沖縄地区）又は暖房機（北海道地区ほか）を設置している場合は「冷房機」欄に記入してください

# 工事数量見積書

付紙2 (暖)

居室番号	居室の形態	工事種別	暖房機												換気扇	レンジ扇			
			撤去工事						新設工事										
			種別	排気筒	ロング管	貫通	種別	排気筒	ロング管	貫通	種別	排気筒	ロング管	貫通					
1	( 畳 )	新規	H-	m	有	有	通	H-	m	有	有	有	H-	m	有	有	有		
		追加			無	無	床				無	無	無			無	無	無	
2	( 畳 )	新規	H-	m	有	有	通	H-	m	有	有	有	H-	m	有	有	有		
		追加			無	無	床				無	無	無			無	無	無	
3	( 畳 )	新規	H-	m	有	有	通	H-	m	有	有	有	H-	m	有	有	有		
		追加			無	無	床				無	無	無			無	無	無	
4	( 畳 )	新規	H-	m	有	有	通	H-	m	有	有	有	H-	m	有	有	有		
		追加			無	無	床				無	無	無			無	無	無	
5	( 畳 )	新規	H-	m	有	有	通	H-	m	有	有	有	H-	m	有	有	有		
		追加			無	無	床				無	無	無			無	無	無	

## 記号一覧

### 換気扇

- (ア) 壁掛→壁掛、(イ) 壁掛→壁掛(継続非)、(ウ) 壁掛(継続非)→壁掛(継続非)→壁掛(継続非)、(エ) 壁掛(継続非)→壁掛(継続非)→壁掛(継続非)、(オ) 壁埋込→壁掛、(カ) 壁埋込→壁掛(継続非)、(キ) 壁埋込(間仕切延長)→壁掛、(ク) 壁埋込(間仕切延長)→壁掛(継続非)、(ケ) 天井埋込→天井埋込、(コ) 撤去済→壁掛、(サ) 撤去済→壁掛(継続非)
- レンジ扇
- (あ) 深型→深型、(い) 浅型→深型、(う) 浅型→浅型、(え) プロペラ型→深型、(お) プロペラ型→浅型、(か) 撤去済→深型、(き) 撤去済→浅型

### 備考



# 工事数量見積積書

付紙2 (冷)

居室番号	居室の形態	工事種別	撤去工事					新設工事					換気扇	レンジ扇				
			単独マルチ	種別	架台	養生管	コンセント(現状)		種別	架台	養生管	冷媒管			養生管	スリムダクト		アース工事
							露出	埋込								寸法	部材	
		新規	単独	HP-		m	露出 100V 1-T	埋込 1-L		HP-		m	m	m	組手( ) 平90( ) 立90( )	有		
	( 量 )	追加	マルチ				200V 1-T	1-L							自50( ) 自100( )	無		
		新規	単独	HP-		m	露出 100V 1-T	埋込		HP-		m	m	m	組手( ) 平90( ) 立90( )	有		
	( 量 )	追加	マルチ				200V 1-T	1-L							自50( ) 自100( )	無		
		新規	単独	HP-		m	露出 100V 1-T	埋込		HP-		m	m	m	組手( ) 平90( ) 立90( )	有		
	( 量 )	追加	マルチ				200V 1-T	1-L							自50( ) 自100( )	無		
		新規	単独	HP-		m	露出 100V 1-T	埋込		HP-		m	m	m	組手( ) 平90( ) 立90( )	有		
	( 量 )	追加	マルチ				200V 1-T	1-L							自50( ) 自100( )	無		
		新規	単独	HP-		m	露出 100V 1-T	埋込		HP-		m	m	m	組手( ) 平90( ) 立90( )	有		
	( 量 )	追加	マルチ				200V 1-T	1-L							自50( ) 自100( )	無		

## 記号一覧

冷暖房機の架台

- (A) 地上置き (大走り)、(B) 地上置き (コンクリートブロック)、(C) 地上置き (樹脂ブロック)、(D) 二段置 (新設コンクリート)、(E) 二段置 (既設コンクリート)、(F) 屋根置き、(G) 天吊り、(H) 壁掛 (RC低層)、(I) 壁掛 (RC中高層)、(J) 再使用

換気扇

- (ア) 壁掛→壁掛、(イ) 壁掛→壁掛 (横給排)、(ウ) 壁掛 (横給排) →壁掛、(エ) 壁掛 (横給排) →壁掛、(オ) 壁埋込→壁掛、(カ) 壁埋込→壁掛 (横給排)、(キ) 壁埋込 (間仕切延長) →壁掛、(ク) 壁埋込 (間仕切延長) →壁掛 (横給排)、(ケ) 天井埋込→天井埋込、(コ) 撤去済→壁掛、(サ) 撤去済→壁掛 (横給排)

レンジ扇

- (あ) 深型→深型、(い) 浅型→深型、(う) 浅型→浅型、(え) プロペラ型→深型、(お) プロペラ型→浅型、(か) 撤去済→深型、(き) 撤去済→浅型

(防) 防火区域のため、防火仕様にする必要がある場合は各記号と併せて記入 (例…あ防)

備考

スリムダクトの部材  
組手・・・直管組手  
平90・・・平面90° 度曲  
立90・・・立面90° 曲り  
自50・・・自在継手50cm  
自100・・・自在継手100cm

# 電気工事数量見積書

付紙 3

配線対象室及び新設する配線等

	居室番号	種別	使用電圧	配線					保護				
				種別	口径	芯	露出		天井	管内	硬質ビニル電線管規格	延長	モール
							木造等	RC					
1	～	HP-	100V	VVR	mm	芯	m	m	m	m	m	m	
				VVF	mm	芯	m	m	m	m	m	m	
				I V	mm	-	m	m	m	m	m	m	
2	～	HP-	100V	VVR	mm	芯	m	m	m	m	m	m	
				VVF	mm	芯	m	m	m	m	m	m	
				I V	mm	-	m	m	m	m	m	m	

分電盤の交換

MCB (配電遮断器) 増設

備考

	配電方式	引込口の配線 (幹線)			リミッタ (電流制御器)	ELB (漏電遮断器)	分岐回路	
		形状	口径	芯			延長	予備
既設	単相2線式 単相3線式	VVF	mm	芯	A	A	個	個
		VVR						
既設	単相2線式 単相3線式	VVF	mm	芯	A	A	個	個
		VVR						

規格	個数
2P1E 20A	個
2P2E 20A	個

--

# 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者であることを証明します。

令和 年 月 日

福祉事務所長

担当者名：

連絡先：

## 住宅の建て替え状況

### 1 建て替え前の住宅（従前の住宅）

- (1) 建物所在地：〇〇県〇〇市〇〇1-13-2
- (2) 建物所有者：防衛 太郎
- (3) 建物名称：第1防衛荘
- (4) 建築年月日：S40.4.1
- (5) 滅失年月日：H4.4.1
- (6) 全体の戸数：8 戸
- (7) 防音工事实施済戸数：4 戸  
【実施済戸番】  
101、102、201、203

閉鎖登記簿などを参考に記入

アパート等の場合は建物の名称を記入  
(1戸建住宅の場合は記入不要)

建て替え前の住宅の全戸数を記入

建て替え前の住宅の全戸数のうち、  
防音工事实施した戸数と号室を記入  
(1戸建住宅の場合は戸番の記入不要)

### 2 建て替えた住宅（建替住宅）

- (1) 建物所在地：〇〇県〇〇市〇〇1-13-2
- (2) 建物所有者：防衛 太郎、防衛 花子、防衛 二郎
- (3) 建物名称：コーポ防衛I
- (4) 建築年月日：H4.11.1
- (5) 全体の戸数：8 戸
- (6) 建替住宅の防音工事实施済戸数：8 戸  
【実施済戸番】  
101、102、103、105、201、202、203、205
- (7) 建替住宅の空気調和機器機能復旧工事实施済戸数：2 戸  
【実施済戸番】  
101、102
- (8) 今回空気調和機器機能復旧工事实施済戸数：4 戸  
【今回実施戸番】  
103、201、202、205

登記簿謄本などを参考に記入

アパート等の場合は建物の名称を記入  
(1戸建住宅の場合は記入不要)

建て替え後の住宅の全戸数を記入

建て替え後の住宅の全戸数のうち、  
防音工事实施した戸数と号室を記入

建て替え後の住宅の全戸数のうち、空調  
復旧工事实施した戸数と号室を記入

今回空調復旧工事实施する戸数と号室  
を記入

### 3 従前の住宅を建て替えた（建て替える）理由

住宅の老朽化のため

建て替えの理由を記入

添付書類：閉鎖登記事項証明書

添付する書類名を記入

注：記載内容等を確認するために必要な次の書類を添付してください。

- ア 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは、地域の実情に精通している自治会長等が証する書面）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- ウ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類

令和〇〇年〇月〇日

住宅防音工事承諾書

工事希望者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1  
 氏 名 防衛 太郎

上記、住宅防音工事の施工を承諾します。

住宅の共有者又は相続権者

住 所 東京都新宿区市谷本村町5-1  
 氏 名 防衛 花子

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1-12-4  
 氏 名 防衛 二郎

住 所  
 氏 名

住 所  
 氏 名

住 所  
 氏 名

- 添付書類：1 運転免許証等の写し  
 2 戸籍謄本  
 3 除籍謄本

※登記簿上の所有者が死亡等の場合、名義変更が未済の場合は、「戸籍謄本、除籍謄本」（登記簿上の所有者と工事希望者との関係を証明する証明書）及び相続該当者全員の承諾書が必要となります。また、運転免許証等の写しについては、申込書提出時又は現地調査時に本人確認する場合は必要ありません。

# 内定通知書

## 補助金等交付内定通知書【見本】

住宅防音事業補助金交付内定通知書

関防企住第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北関東防衛局長  
北関東 太郎

令和〇〇年〇月〇日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて、下記のとおり、令和〇〇年度住宅防音事業（空気調和機器機能復旧工事）として補助金を交付することに内定したので通知します。

つきましては、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書を令和〇〇年〇月〇日までに提出してください。

また、住宅防音事業補助金交付申込書に記載された内容について変更（住宅の所有者の変更、工事希望者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）でなくなった場合等）があったとき、又は交付申込書の提出後、工事希望者が被保護者等になったときは、変更事項が確認できる書類（登記事項証明書、被保護者等であることを証する書類等）を添え、その旨申し出てください。

なお、補助金の交付の申請をしないときは、文書をもって速やかにその旨申し出てください。

記

事業の内容

- 1 対象居室数：2居室
- 2 対象機器及び台数：冷暖房機 1台  
空調換気扇2台  
厨房換気扇1台

## 交付申込書の審査結果等について【見本】

関防企住第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北関東防衛局長  
北関東 太郎

## 交付申込書の審査結果等について（通知）

令和〇〇年〇月〇日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて審査した結果、下記1の理由により、補助金の交付の対象として認められないので、通知します。

なお、補助金の交付を改めて希望する場合は、下記2の改善措置を講じた上で、補助金の交付の申込みを行う必要があるので、下記3に連絡してください。  
また、御不明な点がありましたら、下記3にお問い合わせください。

## 記

- 1 理由：増改築により防音区画が保持されていないため。
- 2 改善措置の内容：自ら防音区画を復元した上で、再度希望届を提出する。
- 3 問合せ先：北関東防衛局

企画部住宅防音課住宅防音企画室  
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
TEL 048-600-1821(直通)

## 交付申請書

工事希望者が記入

国が既にいただいた書類により記入

## 補助金交付申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

北関東防衛局長 殿

申請者 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1  
防衛 太郎

4 令和〇〇年度において、下記のとおり〇〇飛行場周辺住宅防音事業を実施したいので、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

## 記

- 1 事業の目的：航空機の音響による障害を防止又は軽減する
- 2 補助金交付申請額：180,000円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の実施予定期間：令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで

添付書類：事業の内容及び経費配分書



工事希望者が記入  
 国が既にいただいた書類により記入

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：〇〇飛行場周辺住宅防音事業

工事種別	構造規格等	事業量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳			備考
			経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金	補助事業者負担金	計	
空気調和機器機能復旧工事	木造第Ⅰ工法2室	エアコン(単独機)1台	工事費	本工事費	200,000	9/10	円	円	円	
				各種工事負担金	0		0	0		
				工事雑費	0		0	0		
		合計		200,000	180,000		20,000	200,000		
		換気扇2台								
		レンジ1台								

- 注：1 工事種別の欄には、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事の別を記入すること。  
 2 経費の区分の欄には、工事費（工事費の区分の欄には、本工事費、各種工事負担金又は工事雑費を記入）を記入すること。

# 交付決定通知書

## 補助金等交付決定通知書【見本】

補助金等交付決定通知書

関防企住第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北関東防衛局長  
北関東 太郎

令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

1 補助金等の交付の対象となる補助事業等は、令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助事業等とし、補助事業等の内容は、別添事業の内容及び経費配分書に記載のとおりとする。

2 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合には、別に通知する額とする。

補助事業等に要する経費： 200,000円

補助金等の額： 180,000円

3 補助事業等に要する経費の配分は、別添事業の内容及び経費配分書のとおりとする。

4 補助金等の確定額は、補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に補助率（90%）を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金等の額のいずれか低い額の合計額とする。

5 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「規則」という。）及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）に従わなければならない。

6 補助金等の交付の条件は、規則第4条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した適正化法第22条に定める財産については、補助事業等完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従って効率的な運営を図らなければならない。

(2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び重要な器具は、地方防衛局長又は東海防衛支局長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(3) 補助事業等の執行につき、第三者に損害を及ぼしたときは、国はその責めを負わない。

(4) 補助事業等を遂行するための契約は、以下ア～ウを遵守の上、請負・委託契約をもって施行しなければならない。

ア 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。

イ 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。

ウ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

(5) 補助金等交付決定通知書を受領したときは、速やかに事業等に着手し、令和〇〇年〇月〇〇日までに完了しなければならない。

(6) 補助事業者等は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助金等の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。

(7) 補助事業者等は、実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第1により速やかに地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）に報告するとともに、地方防衛局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(8) 補助事業者等は、補助金等について概算払を受けようとするときは、概算払請求書を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第2号に規定する官署支出官に提出するものとする。

以上

別 添： 1 事業の内容及び経費配分書  
2 別紙様式

# 着手報告書

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

## 補助事業等着手報告書 (住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月〇〇日

北関東防衛局長 殿

補助事業者等 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1  
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け関防企住第〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について着手したので、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 契約の状況等

(1) 設計金額： 200,000円

(2) 契約額： 190,000円

2 着手年月日： 令和〇〇年 〇月 〇日

3 完了予定年月日： 令和〇〇年 〇月 〇日

4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額： 9,000円

注：2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

# 遂行状況報告書

補助事業者が記入  
国が既にいただいた書類により記入

## 補助事業等遂行状況報告書 (住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月〇〇日

北関東防衛局長 殿

補助事業者等 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1  
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け関防企住第〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

### 記

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
工事費		円		円	%	円	
エアコン	エアコン	200,000	エアコン	100,000	50	0	
本工事費	(単独機)	200,000	(単独機)	100,000		0	
各種工事負担金	1台	0	1台	0		0	
工事雑費	換気扇	0					
設計監理費	1台	0		0		0	
合計	レンジ	200,000		100,000		0	
	1台						

注：工事雑費に係る出来高の状況は、記載の必要がない。

# 計画変更申請書

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

## 補助事業等計画変更承認申請書 (住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月〇〇日

北関東防衛局長 殿

補助事業者等 〇〇県〇〇市〇〇 1 - 1 - 1  
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け関防企住第〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書面並びに当該書面に添付された書面及び図面の各葉のうち、住宅防音事業の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書面にあつては変更前と変更後の住宅防音事業の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあつては変更後の内容を明示したものとする。

# 計画変更承認書

## 補助事業等計画変更承認書【見本】

補助事業等計画変更承認書

関防企住第〇〇号

令和〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北関東防衛局長

北関東 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付けをもって申請のあった補助事業等に対し、申請  
のとおり承認する。

## 補助金等変更交付決定通知書【見本】

補助金等変更交付決定通知書

関防企住第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北関東防衛局長  
北関東 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け補助事業等計画変更承認申請書により申請された補助事業等について、変更を承認し、下記のとおり変更することに決定したので通知する。

### 記

- 1 事業に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業等に要する経費： 100,000円

補助金等の額： 90,000円

- 2 事業に要する経費の配分は、次のとおりとする。

添付書類：事業の内容及び経費配分書

# 実績報告書

補助事業者が記入  
国が既にいただいた書類により記入

工事が完了した場合

## 補助事業等実績報告書 (住宅防音事業)

令和〇〇年〇〇月 〇日

北関東防衛局長 殿

補助事業者等 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1  
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け関防企住第〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業を実施したので、下記のとおり報告する。

### 記

- 1 事業所要額 : 190,000円
- 2 補助金交付決定額 : 180,000円
- 3 収支精算 : 収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間 : 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		実績		差引増△減額 (A) - (B) 比較
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
工事費		円		円	円
エアコン		200,000	エアコン	190,000	△10,000
本工事費	(単独機)	200,000	(単独機)	190,000	△10,000
各種工事負担金	1台	0	1台	0	0
工事雑費	換気扇	0	換気扇	0	0
設計監理費	2台	0	2台	0	0
合計	レンジ 1台	200,000	レンジ 1台	190,000	△10,000

添付書類 : 収支精算書



収 支 精 算 書

事業の名称：〇〇飛行場周辺住宅防音事業

補助金交 付決定額	精算事業 費 総 額	国庫補助 割 合	国庫補助 金精算額	概 算 払 受領総額	差引国庫補 助金未受領 (返還) 額	備 考
180,000	円 190,000	9/10	円 171,000	円 0	円 171,000	

年度内に工事が完了しない場合

補助事業者が記入  
国が既にいただいた書類により記入

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書  
(住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月 〇日

北関東防衛局長 殿

補助事業者等 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1  
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け関防企住第〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の令和〇〇年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額 : 190,000円
- 2 補助金交付決定額 : 180,000円
- 3 年度末の収支の状況 : 年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間 : 令和〇〇年〇月〇日か令和〇〇年〇月〇日まで

5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
工事費		円		円	%	円	
本工事費	エアコン (単独機)	200,000	エアコン (単独機)	180,000	90	0	
各種工事負担金	1台	0		0		0	
工事雑費	換気扇	0		0		0	
設計監理費	2台	0		0		0	
合 計	レンジ 1台	200,000		180,000		0	

添付書類：年度末収支状況調書

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：〇〇飛行場周辺住宅防音事業

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	
国庫補助金	200,000	0	200,000	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	
工事費	200,000	0	200,000	
本工事費	200,000	0	200,000	
各種工事負担金	0	0	0	
工事雑費	0	0	0	
設計監理費	0	0	0	
合 計	200,000	0	200,000	

# 確定通知書

## 補助金等金額確定通知書【見本】

補助金等金額確定通知書

関防企住第〇〇号

令和〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北関東防衛局長

北関東 太郎

令和〇〇年〇〇月〇日付け「補助事業等実績報告書」について審査の結果、令和〇〇年〇月〇〇日付け関防企住第〇〇号「補助金等交付決定通知書」により通知した補助額を下記のとおり確定したから通知する。

記

区 分	確 定 補 助 額	備 考
	円	
工 事 費 本工事費	171,000	
工事雑費	0	
設 計 監 理 費	0	
合 計	171,000	





## 住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

北関東防衛局 企画部  
住宅防音課（全般）

〒330-9721  
埼玉県さいたま市中央区  
新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館

048-600-1821  
048-600-1822  
048-600-1838



横田防衛事務所  
（横田、入間及び厚木飛行場）

〒197-0003  
東京都福生市  
熊川864

042-551-0319



千葉防衛事務所  
（下総飛行場及び木更津飛行場）

〒260-0013  
千葉県千葉市中央区  
中央4-11-1  
千葉第2地方合同庁舎

043-221-3541



百里防衛事務所  
（百里飛行場及び霞ヶ浦飛行場）

〒311-3423  
茨城県小美玉市  
小川1853-2

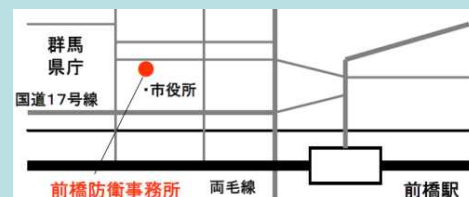
0299-58-2220



前橋防衛事務所  
（宇都宮飛行場及び相馬原飛行場）

〒371-0026  
群馬県前橋市  
大手町2-3-1  
前橋合同庁舎

027-221-5351



北関東防衛局

ホームページアドレス

<https://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/>

令和3年4月現在